

生活交通確保維持改善計画（令和 3 年度～令和 5 年度）  
 （地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）（案）

令和 2 年 7 月 日

（名 称） 飯塚市  
 （代表者名） 市長 片峯 誠

## 0. 生活交通確保維持改善計画の名称

「飯塚市生活交通確保維持改善計画」

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市のコミュニティ交通については、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて定時定路線型コミュニティバスの実証運行を行い、その検証結果を踏まえ、より有効と考えられる手法として、平成 24 年度から区域運行型デマンド方式の予約乗合タクシー（地域公共交通確保維持事業の活用による）及び定時定路線型のコミュニティバスの併用運行方式を導入した。

具体的には、地区内の円滑な移動を予約乗合タクシーで担い、地区間の連結をコミュニティバスで担うことにより、高齢者等の交通弱者の日常生活における通院や買い物をはじめとする外出や社会参加を促進するための交通手段を整備するものであり、この運行方式の定着により利用者数も増加してきている。また、これらに加え、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間、中心市街地を循環する定時定路線型の「街なか循環バス」の実証運行を行った。

平成 30 年 4 月からは、従来のコミュニティバスと、実証運行を終えた街なか循環バスの路線を再編し、新たな形態によるコミュニティバスの運行を開始、令和元年 10 月からは、民間路線バスの一部区間廃止に対応するため、宮若市と共同でコミュニティバス宮若・飯塚線の運行を開始したところである。

また、令和 2 年 10 月からの民間路線バスの一部区間廃止に対応するため、当該区間を運行エリアに含む予約乗合タクシーの運行時間を拡充し、時間帯によって従来のデマンド型と、民間路線バスの廃止区間における定時定路線型を切り替える運行方式を、令和 2 年 10 月から導入する予定である。

民間公共交通機関が廃止・縮小傾向にある中、今後も、「民間公共交通機関を補完し、市民の日常生活における移動を支える」交通手段を確保するため、引き続き地域公共交通確保維持事業を活用しながら、本市における公共交通の方向性を示す第 2 次飯塚市地域公共交通網形成計画（平成 30 年 3 月策定）の基本方針（※）に沿って、各種コミュニティ交通事業を推進する必要がある。

### （※）第 2 次飯塚市地域公共交通網形成計画の基本方針

- 方針 1. 拠点連携型のまちづくりと公共交通の一体的な公共交通体系の構築
- 方針 2. 適切な役割分担に基づく持続可能な公共交通網の形成
- 方針 3. 多様な交通機関の有機的な連携による効果的・効率的な公共交通体系の構築
- 方針 4. 地域のニーズに合った公共交通の構築

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### 2-1. 事業の目標

予約乗合タクシー及びコミュニティバスの併用運行にあたっての定量的な目標として、利用者数に関する目標値を設定する。

表1 予約乗合タクシー、コミュニティバスの定量的な目標（人）

	現状 平成30年10月 ～令和元年9月	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予約乗合タクシー	46,583	42,300	42,300	42,300
コミュニティバス (飯塚市単独運行分)	29,986	22,400	22,400	22,400
コミュニティバス (宮若市との共同運行分)	—	10,200	10,200	10,200

(※令和2年10月より予約乗合タクシーの運行時間を一部拡充予定)

表2 予約乗合タクシー運行系統別の定量的な目標（人）

運行系統名	現状 平成30年10月 ～令和元年9月	令和3年度	令和4年度	令和5年度
飯塚東	817	3,513	3,513	3,513
庄内	3,433	3,861	3,861	3,861
鎮西	4,096	4,033	4,033	4,033
筑穂	12,001	9,000	9,000	9,000
穂波	10,312	7,734	7,734	7,734
潁田・鯉田	3,027	2,270	2,270	2,270
鎮西・二瀬	4,828	4,582	4,582	4,582
二瀬	5,156	3,867	3,867	3,867
幸袋	2,913	3,454	3,454	3,454
合計	46,583	42,314	42,314	42,314

※令和3～5年度の表2「予約乗合タクシー運行系統別の定量的な目標」の目標数値については、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数の伸び悩みが見込まれること、また、令和2年10月から一部の系統において運行時間を拡充することを踏まえ、次のような考え方で算出する。

①全体の利用者数のうち、従来の運行時間帯における利用者数は、令和元年度（平成30年10月～令和元年9月）の実績に新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数減を加味して算出。ただし、飯塚東系統及び庄内系統は令和2年10月から1台増車となるため、それに伴う増加分を加味する。

②拡充する時間帯における利用者数の見込値を上記①の値に加算する（飯塚東地区、鎮西地区、鎮西・二瀬地区、幸袋地区）

## 2 - 2. 事業の効果

予約乗合タクシー及びコミュニティバスの併用運行により、以下の効果を期待できる。

### (1) 市全域における移動の円滑化

地区内の移動を予約乗合タクシーで、地区間の移動をコミュニティバスでそれぞれ担うことにより、市民が飯塚市全域において円滑に移動することができる。

### (2) 民間公共交通（民間路線バス・鉄道）への乗り継ぎの円滑化

予約乗合タクシー及びコミュニティバスを運行することにより、市内の民間公共交通機関（鉄道及び民間バス）へのアクセスの利便性が向上し、円滑な乗り継ぎが可能となる。

### (3) 地区内移動手段の確保による利便性の維持・向上

地区内を運行する予約乗合タクシーにより、地域住民の買い物や通院のための移動手段が確保され、日常生活における利便性が維持・向上する。

### (4) 市内の主要な拠点施設へのアクセス確保による利便性の向上

市内の各種拠点施設をコミュニティ交通で結ぶことにより、地区内のみならず地区外の拠点施設へのアクセスが向上し、市民の利便性が向上する。

### (5) 市民の社会参加機会の拡大

高齢者等の交通弱者をはじめとする市民の外出をコミュニティ交通の運行により支援することを通じて、市民の社会参加の機会が拡大する。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業の名称	事業の概要	実施主体
公共交通モニタリング	<p>鉄道、バス、コミュニティ交通の利用状況をモニタリングし、利便性の向上、満足度、運行上の課題や要望を把握する。</p> <p>交通事業者に対し、モニタリング結果に基づく運行改善などをスムーズに進める。</p> <p>(第2次飯塚市地域公共交通網形成計画 P.93)</p>	飯塚市地域公共交通協議会
コミュニティバスの効果的・効率的な運行	<p>民間バス、コミュニティバス、地域運行型交通システムの運行状況を整理し、適切な役割分担のもとで連携しながら、コミュニティバスを効果的・効率的に運行する。</p> <p>(第2次飯塚市地域公共交通網形成計画 P.93)</p>	飯塚市 交通事業者
予約乗合タクシーの運行	<p>交通空白地域の居住者や高齢者などの交通弱者が、買物や通院等の日常生活に必要な移動を行えるように、予約乗合タクシーを運行する。</p> <p>(第2次飯塚市地域公共交通網形成計画 P.96)</p>	飯塚市 交通事業者
公共交通利用に対する支援(利用方法説明会の開催等)	<p>「公共交通の利用の仕方がわからない」などの意見に対応するための説明会の開催を通じて、公共交通の利用促進を図る。</p> <p>(第2次飯塚市地域公共交通網形成計画 P.98)</p>	飯塚市
コミュニティ交通に関する各種広報	<p>市報やホームページにコミュニティ交通の利用に関する記事を掲載するとともに、市内で開催される各種イベント等の機会を活用して利用ガイド等を配布することにより、市民の潜在的な需要を喚起し、利用促進につなげる。</p>	飯塚市

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持事業により、予約乗合タクシーの運行を確保・維持する。

本市では、予約乗合タクシーの運行にあたり、飯塚市地域公共交通協議会の意見を踏まえ、平成 29 年度に条件つき一般競争入札及び令和元年度に指名競争入札を実施し、下表に示す 5 事業者を運行業務の委託先に決定した。

表 予約乗合タクシー運行業務の事業者

運行系統（運行地区）	運行事業者
飯塚東地区、庄内地区 鎮西地区（八木山地区以外） 筑穂地区	（有）Shonai 観光
穂波地区	穂波タクシー（株）
穎田・鯉田地区 幸袋地区	安全タクシー（有）
二瀬地区 鎮西地区（主に八木山地区）	総合交通（株） 飯塚営業所

「表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）」を添付。

#### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

本件事業費の負担者及び収受等の流れは次のとおり。

○飯塚市：運行事業者に対し、運行経費等（定額）を委託料として支払う。

○事業者：運行に係る収入を収受し、その同額を市へ納付する。

○飯塚市地域公共交通協議会：国庫補助金（運行経費から算出）を収受し、その同額を市へ納付する。

以上により、飯塚市としての実質的な負担額は、運行経費等（委託料）から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額となる。

#### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

飯塚市地域公共交通協議会

#### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

##### 【活性化法法定協議会を補助対象者とする場合のみ】

- ・運行実績報告（日報等）からの運行状況の把握
- ・モニタリング調査（ヒアリング等）

#### 8. 別表 1 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

（該当なし）

9. 別表1の補助事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】  
(該当なし)
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】  
(該当なし)
11. 外客来訪促進計画との整合性【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】  
(該当なし)
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】  
「表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】  
(該当なし)
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
- (1) 事業の目標  
(該当なし)
- (2) 事業の効果  
(該当なし)
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】  
(該当なし)
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】  
(該当なし)

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】  
 (該当なし)

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標  
 (該当なし)

(2) 事業の効果  
 (該当なし)

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】  
 (該当なし)

20. 協議会の開催状況と主な議論

平成 30 年度は「飯塚市地域公共交通協議会」を 4 回開催。

令和元年度は「飯塚市地域公共交通協議会」を 4 回開催。

令和 2 年度は「飯塚市地域公共交通協議会」を 2 回開催 (7 月 27 日現在)。

表 飯塚市地域公共交通協議会の平成 30 年度開催状況及び主な議題

年度	日時	主な議題
平成 30 年度	平成 30 年 6 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飯塚市コミュニティ交通について</li> <li>・ 生活交通確保維持改善計画 (平成 31 年度～平成 33 年度) について (承認)</li> </ul>
	平成 30 年 11 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29 年度飯塚市地域公共交通協議会決算及び監査報告について</li> <li>・ 平成 30 年度飯塚市地域公共交通協議会予算(案)について</li> <li>・ 地域公共交通確保維持改善事業の評価について</li> <li>・ 飯塚市コミュニティ交通の運行について</li> </ul>
	平成 30 年 12 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飯塚市コミュニティ交通の運行について</li> </ul>
	平成 31 年 3 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR 九州バス「直方線」の一部区間廃止の申出に係る対応について</li> </ul>

表 飯塚市地域公共交通協議会の令和元年度開催状況及び主な議題

年度	日時	主な議題
令和元年度	令和元年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年度飯塚市地域公共交通協議会予算について</li> <li>・ 飯塚市コミュニティ交通の運行について</li> <li>・ 飯塚市生活交通確保維持改善計画(令和2年度～令和4年度)について (承認)</li> </ul>
	令和元年11月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年度飯塚市地域公共交通協議会決算及び監査報告について</li> <li>・ 飯塚市コミュニティ交通の運行について</li> </ul>
	令和元年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飯塚市コミュニティ交通の運行について</li> <li>・ 地域公共交通確保維持事業の評価について</li> <li>・ 西鉄バス筑豊株式会社による乗合バス路線一部廃止の申出への対応について</li> </ul>
	令和2年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西鉄バス筑豊株式会社による乗合バス路線一部廃止の申出への対応について</li> </ul>

表 飯塚市地域公共交通協議会の令和2年度開催状況及び主な議題

年度	日時	主な議題
令和2年度	令和2年6月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度飯塚市地域公共交通協議会予算について</li> <li>・ 西鉄バス筑豊株式会社による乗合バス路線一部廃止に伴う代替交通について</li> <li>・ 飯塚市コミュニティ交通の運行実績について</li> </ul>
	令和2年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019年度飯塚市地域公共交通協議会決算及び監査報告について</li> <li>・ 令和2年10月からの飯塚市コミュニティ交通の運行内容について</li> <li>・ 飯塚市生活交通確保維持改善計画(令和3年度～令和5年度)について</li> </ul>



## 21. 利用者等の意見の反映状況

コミュニティ交通の利用者を含む地域住民に対してアンケート調査等を実施し、その調査結果及び市に寄せられた意見・要望の事業への反映を図った。

表 利用者等の意見等の収集

項目	概要
平成 29 年度 市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通を特に必要とすると考えられる 65 歳以上の飯塚市民を対象に、郵送による配布・回収方式によるアンケート調査を実施した。</li> <li>・高齢者と同じく公共交通機関に頼らざるを得ない高校生の意向を把握するため、嘉飯地区の県立高校に通う 1 年生を対象にアンケート調査を実施した。</li> </ul>
平成 30 年度 市民アンケート及びヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通に関する市民意向を把握するためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。アンケート調査の対象は、予約乗合タクシーの利用登録者のうち、利用割合の大きい 65 歳以上の高齢者とした。ヒアリング調査の対象は、市内の主要施設の利用者とした。</li> </ul>
令和元年度 市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通に関する市民意向を把握するためのアンケート調査を実施した。アンケート調査の対象は予約乗合タクシーの利用者及びまちづくり協議会による買い物支援ワゴンの利用者とした。</li> </ul>
各年度通年 市に寄せられる意見・要望の聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話や窓口において市に寄せられる意見や要望を記録・整理し、運行形態等の見直しを検討する材料とした。</li> </ul>

## 22. 協議会メンバーの構成員

飯塚市地域公共交通協議会の構成員は、下表のとおりである。

表 飯塚市地域公共交通協議会の委員構成（所属一覧）

No	委員所属	No	委員所属
1	飯塚市 市民協働部長	16	幸袋まち まちづくり協議会
2	飯塚市 都市建設部長	17	鎮西地区まちづくり協議会
3	西鉄バス筑豊株式会社	18	鯉田地区まちづくり協議会
4	九州旅客鉄道株式会社	19	穂波まちづくり協議会
5	飯塚旅客自動車協同組合	20	筑穂地区まちづくり協議会
6	国土交通省北九州国道事務所筑豊維持出張所	21	庄内地区まちづくり協議会
7	福岡県飯塚県土整備事務所	22	潁田まちづくり協議会
8	近畿大学産業理工学部	23	飯塚市社会福祉協議会
9	福岡県飯塚警察署	24	飯塚市老人クラブ連合会
10	福岡県 交通政策課	25	飯塚市身体障害者福祉協会
11	飯塚片島まちづくり協議会	26	飯塚商工会議所
12	菰田まちづくり推進協議会	27	飯塚市商工会
13	立岩地区まちづくり協議会	28	一般社団法人福岡県バス協会
14	飯塚東地区まちづくり協議会	29	西鉄グループバス労働組合
15	二瀬地区まちづくり協議会	30	桂川町 企画財政課 ※

※桂川町については、令和2年7月27日開催の協議会における本計画の承認議決のみに参加（議決委任）

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）福岡県飯塚市新立岩5-5

（所 属）飯塚市役所市民協働部地域公共交通対策課

（氏 名）南 有紀

（電 話）0948-22-5500（内線1441）

（e-mail）chiiki-koutsuu@city.iizuka.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

2021年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統キロ程	計画運行 日数	計画運行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象地域間幹線 系統等との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
飯塚市	(有)Shonai観光	(1) 飯塚東		飯塚東地区			244日	1007.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの上山田線と下三緒バス停等にて接続	③
飯塚市	(有)Shonai観光	(2) 庄内		庄内地区			244日	4311.0回		区域	②(2)	JR九州と筑前庄内駅等にて接続	③
飯塚市	(有)Shonai観光	(3) 鎮西		鎮西地区			244日	2369.0回		区域	②(2)	西鉄バスの潤野・鯉田線と東潤野バス停等にて接続	③
飯塚市	(有)Shonai観光	(4) 筑穂		筑穂地区			244日	8556.0回		区域	②(1)	JR九州と筑前大分駅等にて接続	③
飯塚市	穂波タクシー(株)	(5) 穂波		穂波地区			244日	6885.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの小竹・天道線と済生会飯塚嘉穂病院バス停等にて接続	③
飯塚市	安全タクシー(有)	(6) 穎田・鯉田		穎田・鯉田地区			244日	2301.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの小竹・天道線と穎田バス停等にて接続	③
飯塚市	総合交通(株)	(7) 鎮西・二瀬		鎮西・二瀬地区			244日	3284.0回		区域	②(2)	西鉄バスの潤野・鯉田線と東潤野バス停等にて接続	③
飯塚市	総合交通(株)	(8) 二瀬		二瀬地区			244日	3637.0回		区域	②(2)	西鉄バスの庄内・伊岐須線と二瀬本町バス停等にて接続	③
飯塚市	安全タクシー(有)	(9) 幸袋		幸袋地区			244日	2500.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの小竹・天道線と目尾遊園バス停等にて接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1別図

<添付資料：予約乗合タクシー運行系統図>

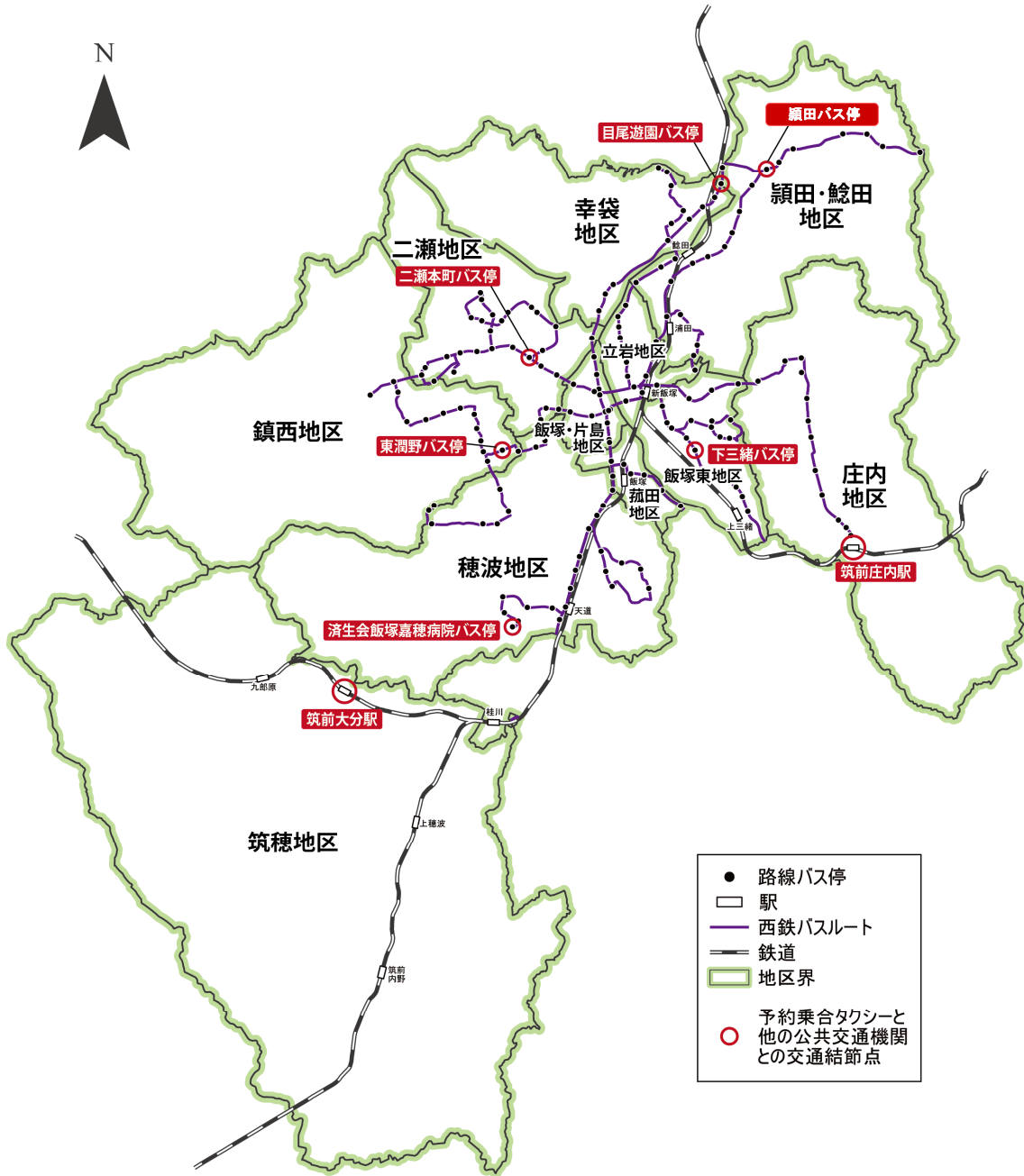


図 予約乗合タクシー運行系統図

○飯塚市内8地区にて運行  
 図に示す「幸袋地区」、「二瀬地区」、「鎮西地区」、「穎田・鯉田地区」、「飯塚東地区」、「庄内地区」、「穂波地区」、「筑穂地区」の計8地区  
 ※「立岩地区」、「飯塚・片島地区」、「菰田地区」の3地区では運行しない。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	飯塚市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	79,463
交通不便地域	20,755

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
9,861	筑穂地区	過疎地域自立促進特別措置法
2,003	庄内地区	局長指定
4,599	鎮西地区	局長指定
4,292	二瀬地区	局長指定

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
地域公共交通網形成計画	平成27年3月25日	平成29年度
地域公共交通再編実施計画		

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。なお、記載する場合の適用算定式においては直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の通知の算定式を用いること。

(1) 記載要領

- 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
- 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

- 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表 5 別図

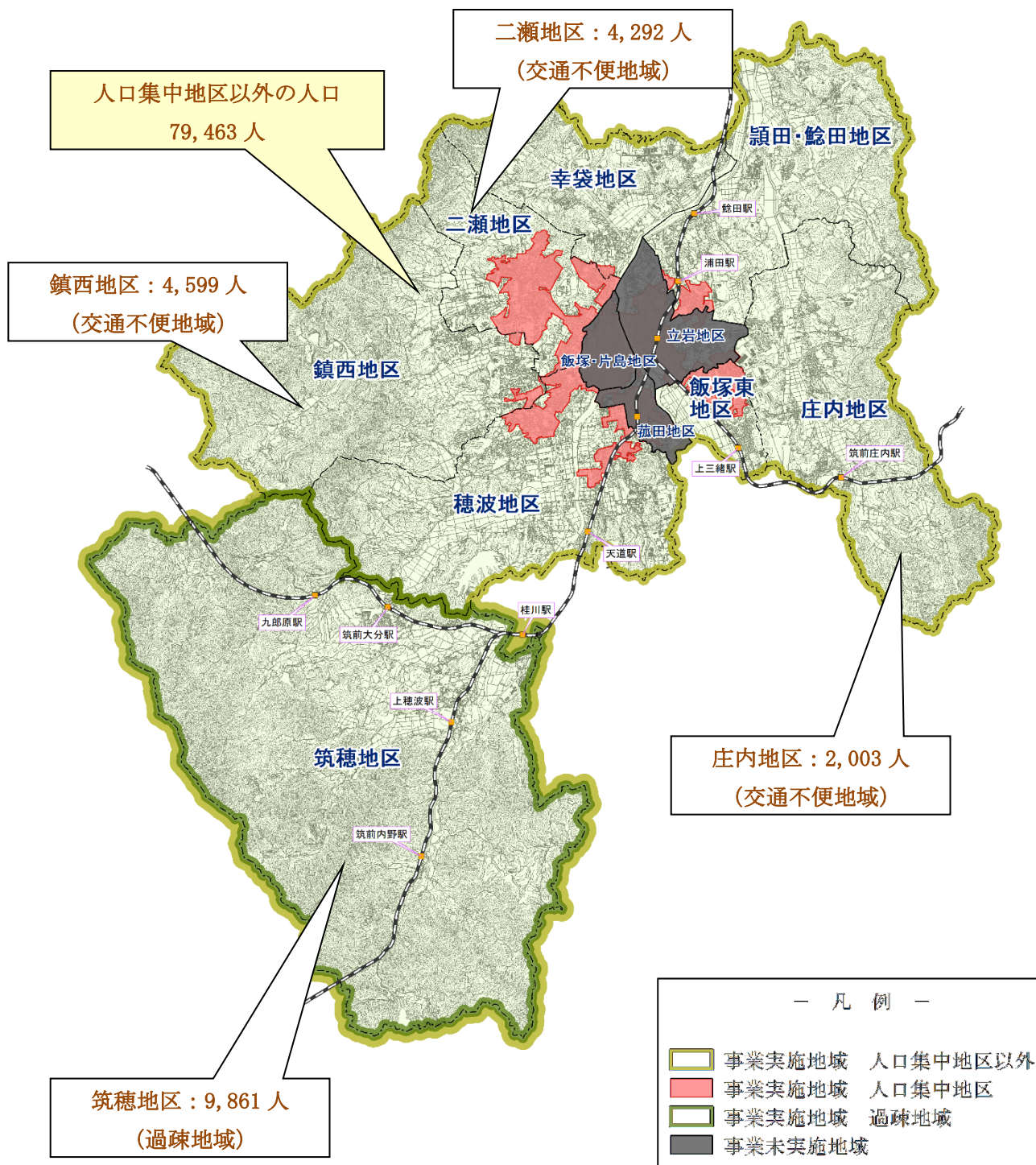


図 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

出典：H27 国勢調査結果, R2.3 月末住民基本台帳